奈良県教育委員会優秀選手賞等表彰規則をここに公布する。

平成三十年一月五日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

## 奈良県教育委員会規則第五号

奈良県教育委員会優秀選手賞等表彰規則

(趣旨)

第一条 に対し教育委員会が表彰することについて、 この規則は、 運動部活動に励み、 顕著な功績があると認められる個人及び団体 必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第二条 う。)を与える。 ると認められるものに対し、奈良県教育委員会優秀選手賞 籍する生徒又は生徒で構成された団体であって、 教育委員会は、 県内の中学校、 高等学校、 特別支援学校及び中等教育学校に在 運動部活動に励み、 ( 以 下 「優秀選手賞」 顕著な功績があ とい

2 優秀選手賞は、賞状とする。

第三条 る。 対し、 教育委員会は、 奈良県教育委員会特別優秀選手賞 前条第一項に該当する者で、 (以下 「特別優秀選手賞」 その功績が特に顕著であるものに という。 を与え

2 特別優秀選手賞は、賞状及び副賞とする。

(選考)

第四条 会が選考を行い、 優秀選手賞及び特別優秀選手賞を与えられるものについては、 決定するものとする。 奈良県教育委員

(その他)

第五条 る。 この規則に定めるもの のほか、 表彰について必要な事項は、 教育長が別に定め

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。